

## 第 2 次厚木市教育振興基本計画策定方針

### 1 策定の背景

現在の厚木市教育振興基本計画の計画期間が令和 2 年度をもって満了を迎えることから、第10次厚木市総合計画と連携した新しい時代にふさわしい計画として、令和 3 年度を始期とする第 2 次厚木市教育振興基本計画を策定するものです。

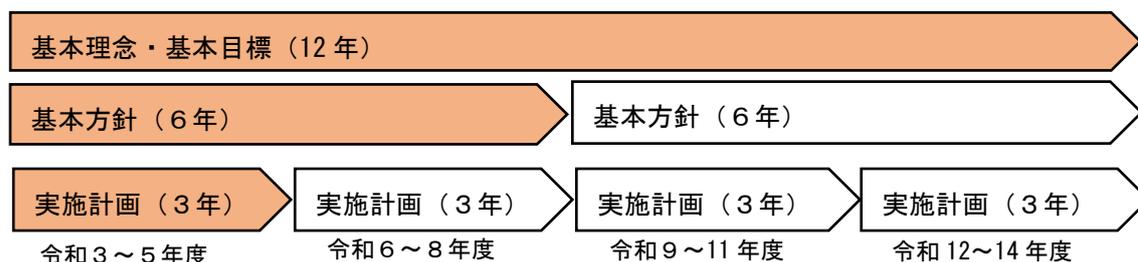
なお、教育振興基本計画の策定については、教育基本法第17条第 2 項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められているものです。

### 2 計画期間

令和 3 年度から令和14年度まで

### 3 計画の構成

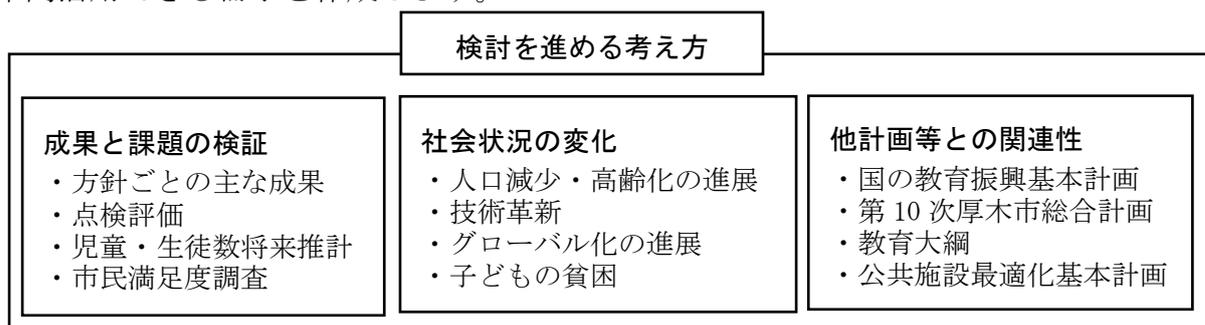
「基本理念・基本目標」は長期的に取り組む必要があるため12年間、社会状況の変化に対応するため中期的に取り組む「基本方針」については 6 年間、実際に実施する事業の計画「実施計画」については 3 年ごとの計画とします。



### 4 計画策定に当たる考え方

策定に当たっては、現在の計画の成果と課題を検証するとともに、社会状況の変化や第10次厚木市総合計画等との関連性に留意して検討を進めます。

なお、現在の計画は、基本理念、基本目標、基本方針を示しただけの形で計画としていましたが（別紙参考資料 1 参照）、第 2 次計画では基本理念、基本目標、基本方針については、その内容や制定意図を説明するとともに、これらを実現するための主な施策についても記述するなど、内容を拡充し、基本方針の計画期間である 6 年間活用できる冊子を作成します。



## 5 計画策定に当たって主に配慮すべき視点

本市で暮らし、そして学ぶ子どもたちが、社会の多様な変化を受け止め、生き抜く力を身に付けることができるように、次の視点に配慮し、検討を進めます。

なお、ゴシック体で示した言葉を新たな視点として検討を進めます。

### (1) 生涯学び、活躍できる環境を整える

「人生100年時代」の到来に向け、仕事・家庭・地域において、誰もが生涯にわたり活躍できるよう、社会教育の視点から、学び続け、学んだことをいかせる環境を整える必要があります。

### (2) 自己肯定感・自己有用感の育成

夢と志を持って自分の可能性に挑戦するための礎となるよう、子どもたちから（道徳教育などを通して）、「自己肯定感」や「自己有用感」を高める必要があります。

### (3) 子どもを守る

子どもを取り巻く環境の悪化（いじめ問題、**貧困**、児童虐待、SNSによるトラブルなど）を防止し、大人が責任を持って、未来を担う子どもたちを守る必要があります。

### (4) 地域と学校の連携・協働

コミュニティ・スクールを始めとした**地域と学校の連携・協働**を推進するとともに、市内5大学や企業等の協力を得ることにより、子どもたちの成長をしっかりと見守る必要があります。

### (5) 新しい時代の教育

グローバル化、ICT化などに対応できる教育環境の整備や**持続可能な開発のための教育（ESD）**を推進し、社会の持続的な発展に寄与できる人材を育成する必要があります。

## 6 検討体制

職員プロジェクトチーム及び第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会を設置し、検討を行います。

### (1) 職員プロジェクトチーム

第2次計画の素案を作成します。

実施計画については、令和2年度に課長職による組織を設置し、検討します。

### (2) 第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会

市民参加については、「基本構想、基本計画等の策定等」に該当するため、パブコメ及びパブコメ以外の市民参加の手法二つの合わせて三つ以上の参加手続の実施が必要となります。

なお、「第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会」は、厚木市附属機関の設置に関する条例第2条第2項に定める臨時的附属機関（設置期間が1年以内）として教育委員会規則により設置するものです。

## 7 策定スケジュール

令和元年5月	職員プロジェクトチーム設置
令和元年9月	第2次厚木市教育振興基本計画策定委員会を設置
令和2年3月	計画案作成
令和2年5月	意見交換会実施
令和2年10月	パブリックコメント実施
令和3年1月	計画策定

## 8 予算

平成31年度	委員報酬、会議飲料代	481千円
令和2年度	冊子印刷費用を予定	

## 9 教育大綱との関係について

首長と教育委員会が教育政策に関する方向性を共有し、明確にすることを目的とする教育大綱と教育基本法に基づき教育施策を推進するための具体的な方向性を示すことを目的とする教育振興基本計画のどちらが上位ということではなく、総合教育会議において協議・調整した上で、その内容を一致させることが地方公共団体に求められていると考えられています。

なお、第2次計画の検討進捗状況は、総合教育会議にて報告します。

